

令和7年第3回 北海道議会定例会〔総括質疑〕開催状況（経済部観光局観光振興課）（総務部税務課）

開催年月日 令和7年10月1日（水）

質問者 日本共産党 真下 紀子 委員

答弁者 知事

質問要旨	答弁要旨
<p><b>二 宿泊税の徴税等について</b></p> <p><b>（一）宿泊者人数の把握について</b> <b>（真下委員）</b></p> <p>第2回定例会予算特別委員会知事総括において知事は、定率制を採用している市町村の事業者の方々においても「宿泊者名簿により宿泊者数を把握している」と断言した。</p> <p>各部審査を通じて、実際には宿泊者名簿により宿泊者数を把握仕切れていないことが明らかとなった。</p> <p>各部は制度上宿泊者数を把握することは可能と述べている中、知事は何処の部署からどのように事実確認の説明を受けた上で、何故宿泊者数を把握していると断言したのか。不正確な答弁なら訂正すべきではないか。</p> <p><b>（真下委員）</b></p> <p>制度説明しかできないんだと思うんですね。知事の言葉ってというのは重いんですよ。新たな税負担を課するときに事実誤認に基づいて答弁するようなことはあってはならないと申し上げておきます。</p> <p><b>（二）宿泊人数の把握の対応について</b> <b>（真下委員）</b></p> <p>各部審査で一部民泊やいわゆるラブホテル等の事業形態では、宿泊者名簿が記載されるとは限らない実態があることを指摘しました。また、保健所の立ち入り検査は、全施設では行われていない、出来ていません。</p> <p>今回指摘した問題は、税の公平性の根幹に関わるものがあります。今回の指摘を受けて宿泊事業者の実態把握を行うとともに、経済部で行っているシステム改修補助事業等を活用して、宿泊人数を把握するなどの対応方法を検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。</p> <p><b>（三）税務調査について</b> <b>（真下委員）</b></p> <p>だから知事に確認したんですけどね。道立保健所が行った宿泊事業者に対する立ち入り検査というのは対象の18%に過ぎないんですよ。だから、把握しているということにはならないわけです。このことは、ぜひ分かっていたきたい。</p> <p>道立保健所が道内各保健所職員で立ち入り検査を行うのに対して、宿泊税は札幌道税事務所1か所に集約して約4千の特別徴収義務者に対して税務調査を行うこととしています。これは、全道域の調査を実施するということをご想定していなかったのではないかと。</p>	<p><b>（知事）</b></p> <p>宿泊者数の確認についてでありますけれども、旅館業法及び住宅宿泊事業法では、宿泊事業者に、宿泊者名簿を備えることを義務付けており、当該制度上、宿泊者数を把握することは可能であるという考えに基づき、答弁申し上げたものであり、道としては、立ち入り検査により、いずれの場合においても、名簿が整備されていない場合には、改善指導の対象になるというところでございます。</p> <p><b>（知事）</b></p> <p>宿泊人数の把握などについてであります。宿泊税は、宿泊者が支払った税を特別徴収義務者が集計した上で申告、納入する制度であり、宿泊施設の営業形態に関わらず宿泊者名簿や、条例で記載を義務づけている宿泊者数及び宿泊税額等を記載保存した帳簿、帳簿の裏付けとなる売上伝票その他の書類により、人数を把握していただくこととなります。</p> <p>また、旅館業法及び住宅宿泊事業法においては、都道府県知事は法律の施行に必要な限度において、施設に立ち入り検査等ができることとされ、道では、いずれの法令においても、立ち入り検査を実施しているところであり、法の遵守について必要な指導を行ってまいります。</p> <p><b>（知事）</b></p> <p>税務調査についてであります。宿泊税制度の運用を適正に行うためには、賦課徴収事務を適切に執行できる体制をつくることとともに、効果的・効率的な事務運営を行うことが重要です。このため、窓口一元化による特別徴収義務者の利便性の向上や、賦課徴収に係る情報管理の一元化を図ることとし、全道への税務調査を含め、宿泊税に係る課税事務を札幌道税事務所に集約することとしたところであります。</p> <p>今後、税務調査の対象や方法について検討を進め、公平公正かつ適正な税務業務の執行に努めてまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>(四) 申告税額の根拠等について</b> <b>(真下委員)</b></p> <p>正確に宿泊人数を把握出来ないとなると、税務調査が肝になるわけです。税務調査は宿泊者数などを記載した条例に基づく帳簿と提出されている納入申告書を突合させて、齟齬がないか確認すると総務部は答弁していましたが、その調査は必要に応じて行うとしております。今の体制でできるかどうか疑問なんですけど、調査が行われなければ正確な数字は分からない仕組みになっている。申告当初から申告した税額の根拠となる資料の提出を義務付けるべきではないか。</p> <p><b>(四) 一再 申告税額の根拠等について</b> <b>(真下委員)</b></p> <p>この必要に応じた税務調査がどのくらい行われるかということで、この課税の確度が決まってくる。参考とした循環資源利用促進税では、税額を決める処分量を第三者のマニフェストによって証明できる仕組みとなっている一方で、宿泊税では同様の仕組みがありません。つまり、税務調査で調べるしかないわけです。しかし、その体制も申告税額の担保となる書類確認もどちらも脆弱となっております、新税として出発するにはあまりに精度を欠いているのではないかと考えます。今後、具体化すると言われる税務調査は対象を広くして、そして調査方法は厳格に行うべきと考えますが、いかがでしょうか。</p> <p><b>(真下委員)</b></p> <p>広く厳格に行っていただきたいと思います。</p>	<p><b>(知事)</b></p> <p>申告税額の根拠資料についてであります。宿泊税は、特別徴収義務者となる宿泊事業者の方々はその税額を算定するために必要な資料を持ち、これに基づいて適正な申告を行う申告納税制度であり、事業者の方々や課税事務の負担などを考慮し、申告納税制度を採用している他の税目と同様に、申告する際に申告税額の担保となる資料の提出を求めています。この制度を担保するため特別徴収義務者は、条例により義務づけている帳簿等を保存しなければならないこととし、これに違反した事業者に対しては罰則を科すなど、当該帳簿等に基づく適正な申告を求めることとしていただいております。</p> <p>道としては、必要に応じて、特別徴収義務者に対して、帳簿や保存書類に基づき申告内容を確認する調査を行うことによって、適正な税収の確保や、税負担の公平性を図ってまいります。</p> <p><b>(知事)</b></p> <p>税務調査についてであります。今後、税務調査の対象や方法について検討を進め、公正公平かつ適切な税務業務の執行に努めてまいります。</p>
<p><b>(五) 北海道観光機構等からの要望について</b> <b>(真下委員)</b></p> <p>北海道観光機構など業界7団体が「北海道宿泊税導入に向けた要望」を行いました。この要望の中に「従来の総花的なひも付きの予算執行では、適切な観光振興とはなりにくく、過去には時期を逸した施策も多く散見されました」とありますけども、知事も同じ考えでしょうか。</p>	<p><b>(知事)</b></p> <p>機構等からの要望についてであります。令和7年度予算における機構負担金事業の立案においては、観光機構が主要テーマごとの部会を組織内に設置し、観光機構と道が連携し意見交換を行いながら、道として、具体的な予算措置について検討を行ったものであり、私としては、観光機構との丁寧な議論をもとに整理したものと認識しております。</p> <p>道としては、今後、予算の執行においても、観光機構と意思疎通を十分図りながら、適切かつ効果的な事業展開となるよう引き続き努めてまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>(五) 一再 北海道観光機構等からの要望について (真下委員)</b></p> <p>知事の答弁のとおり綿密にやっけてきているんですね。観光機構は、道との観光機構の共同事業として「観光機構負担金事業」を2008年度から実施しております。</p> <p>今年度の観光局予算計上額は、約16億9400万円。うち機構負担金事業は約15億9800万円。実に94%もの観光予算は、道と観光機構が一体で進めている負担金事業になっています。</p> <p>機構自ら道に予算要望を行い、道とともに綿密に進めてきた事業を「総花的」と評してですね、より機動的で柔軟な予算執行を要望するとは、自らの責任を棚に上げて天に唾するようなものではありませんか。知事はそう受け止めませんでしたか。</p> <p><b>(真下委員)</b></p> <p>機構の批判は心外だと言っていたかかったですね。</p> <p><b>(六) 用途と災害積立金等について (真下委員)</b></p> <p>各部審査で、機構の要望にある「相当額の災害積立金」について、特定目的税の原則から大きく逸脱するのではないかと指摘をしました。経済部は風評被害対策による充当を想定しているということなんですけど、なぜ半年前になって今なお具体的な用途が決まっていないのでしょうか。災害時の不足の事態が発生しない限り基金が充当されることはなくて積み上げられていくのか。</p> <p>用途の柱として災害対策を掲げているが、今なお用途が定まっていなくて自体、宿泊税の必要性が揺らいでいるのではないかと考えますけどいかがですか。</p> <p><b>(真下委員)</b></p> <p>この基金はですね、危機対応のために積み上げたといいつつ、災害時の道民の命と財産を守ることには使わないことになっています。災害時に苦しむ道民には目もくれず、旅行事業者の収入源に充当され、観光振興に特化した用途として使われるということになっていますけども、これではとても災害対策とは言えないと思いますので、私は反対だということを強く表明して質問を終わります。ありがとうございました。</p>	<p><b>(知事)</b></p> <p>令和7年度予算における機構負担金事業の立案においては、観光機構と道が連携し意見交換を行いながら、道として、具体の予算措置について検討を行ったものであり、私としては、観光機構との丁寧な議論をもとに整理したものと認識しています。</p> <p>道としては、今後も引き続き、観光機構と意思疎通を十分図ってまいります。</p> <p><b>(知事)</b></p> <p>道としては、有識者懇談会でのご議論や地域説明会におけるご意見などを踏まえ、突発的な自然災害や感染症など、発災時には、様々な産業に影響が及ぶと想定される中、観光についても、需要消失など大きな影響を与える危機事案に関し、観光客の安全確保のための対策、正確な情報発信による風評被害対策、被害の最小化に向けた対策などの観光危機対策を緊急的かつ的確に実施していくことが重要としています。</p> <p>道では、今後、道議会でのご議論をはじめ、市町村や事業者の方々など関係の皆様のご意見も伺いながら、積上げの是非や金額、取り崩しなどのあり方について、検討してまいります。</p>